

国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』 応保三年・長寛三年・仁安二年巻

Research Materials

高橋昌明・樋口健太郎

国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』は、平安時代末期の神祇伯・顕広王が記した日記の自筆原本である。「田中穰氏旧蔵典籍古文書」の一点で（資料番号H―七四三―二九六）、平成十七年（二〇〇五年）、『仲資王記』『業資王記』以下、子孫の日記とともに、「伯家記録」として重要文化財に指定された。現存するのは応保三年（長寛元年、一一六三）から治承二年（一一七八）までの七巻で、全て具注暦に記された暦記である。今回はこのうち、応保三年、長寛三年（永万元年、一一六五）、仁安二年（一一六七）の三巻分を翻刻、紹介する。⁽¹⁾

顕広王は花山天皇の曾孫である安芸権守源顕康の子で、母は勸修寺流藤原氏の左中弁隆方女。康治二年（一一四三）四月廿三日、従五位下で正親正に任じられたのが初見で（『本朝世紀』同日条）、長寛三年正月廿三日、従五位上で神祇伯となり、仁安元年（一一六六）十一月、正五位下、同二年二月十一日、従四位下に叙される（以上、本記長寛三年正月廿三日条裏書参照）。安元二年（一一七六）十二月五日、神祇伯を二男仲資に譲り、翌年二月廿日出家（本記各同日条）。治承四年（一一八〇）七月十九日、八十六歳で没した（『山槐記』同日条。逆算すると、顕広の生年は嘉保二年（一〇九五）となる）。彼については藤森馨氏の研究にくわしい⁽²⁾

が、氏によれば、王氏長者の地位を確立し、神祇伯の長官である伯と王号を世襲した家柄である白川伯王家の祖となった人物とされる。すなわち、皇親の名籍を管理し、諸王を統括する官職である正親正に就任した顕広は、それまで第一親王によって行われてきた王氏爵の推挙権を掌握した。諸王を統括する権限はこれ以前、親王や源氏長者によって掌握されてきたが、顕広王はこれを梃子として王氏の執務を独立させ、さらに神祇伯の世襲によって、神祇伯が王氏の執務を担う体制を築き上げたのである。⁽³⁾ なお、一般に伯家では、任伯までは源姓を称し、任伯と同時に王号を称したといわれてきたが、顕広の場合、任伯以前から王号を称していた。任伯と同時に王号を称するのは、本来賜姓して源氏となった庶子が任伯に際し王氏に復したためであり、顕広の孫・資宗王にはじまることが藤森氏によって指摘されている。

『顕広王記』の諸本としては、宮内庁書陵部（白川家本・藤波家本）、京都大学総合博物館（勸修寺家本）、国立公文書館内閣文庫、水府明徳会彰孝館文庫、前田育徳会尊経閣文庫などの各機関に写本が伝来しているが、ほとんどが自筆本と同じ構成である。だが、「訂正伯家五代記」（後述）にも収録されている柳原家本『伯家代々記目録』を見ると、現存の七巻

に加え、永久五年（一一一七）、久安四年（一一四八）、久寿元年（一一五四）、同二年、保元二年（一一五七）、永暦元（一一六〇）、応保元年（一一六一）、嘉応元年（一一六九）、承安元年（一一七二）、同三年、安元元年（一一七五）、治承三年（一一七九）、同四年の計二十巻が存在していたことがわかる（目録の記された時期は不明）。これに従えば、起筆を永久五年としても、顕広二十三歳から最晩年の八十六歳まで六十三年間ということになり、当該期の日記としては類例を見ないほど、長期にわたり書き継がれた日記であったことになる。現在残っているものは、顕広六十九歳から八十四歳という、当時としてはかなり高齢の時期に書かれたものであるが、ほぼ顕広の神祇伯在任期間と重なっており、これらが伝存することになったのは、神祇伯の先例や作法を伝えるものとして後代の伯家においてとくに重視された結果と考えられる。

『顕広王記』については、すでに昭和九年（一九三三）刊行の曾根研三氏『伯家記録考』に収録された「訂正伯家五代記」の中に一部が翻刻されている。⁵⁾「訂正伯家五代記」とは、近世初頭の神祇伯雅陳王が、顕広のほか仲資・業資・資益・忠富の五代の日記から、神事関係記事を中心に抄出した『伯家五代記』（原本は書陵部所蔵）を、曾根氏が諸本により校訂したもので、これまで一般に『顕広王記』を利用する際にはこれが広く用いられてきた。だが、「訂正伯家五代記」はあくまで抄録本で、多くの記事が未翻刻のままである上、翻刻された記事自体、自筆本と比較すると誤写などの問題が多い。そもそも大正十年（一九二一）、伯家の後裔である白川子爵家が宮内省に献上した書陵部所蔵白川家本が近世初頭の写本であるように、自筆本はかなり早い段階で流出していたらしく、近年までその存在は知られてこなかった。⁶⁾今回、我々が『顕広王記』を自筆本によってあらためて翻刻、紹介することにしたのは、かかる事情によるものである。

ところで、今回紹介する応保三年から仁安二年は、後白河院を排除し

た二条天皇による親政から、二条の死去に伴って後白河院政が復活、同時に平家が急速に勢力を伸張してゆくという興味深い時期である。しかし、一方で残存する記録の少ない時期でもあり、本記の内容は、この時期の政治・社会を理解する上で大変重要である。中でも『長寛勅文』で有名な、甲斐国八代庄停廢をめぐる熊野と甲斐国守の訴訟（応保三年三月四日条）、興福寺前別当惠信の軍兵乱入事件（永万元年三月二十五日、八月十二日・十三日条）、『平家物語』巻一「額打論」で有名な、二条上皇の葬送に端を発した興福寺・延暦寺の抗争（同八月九日・三十日条）、以仁王元服（同十二月十六日条。本文では「為仁」と記載）などは、他に同時期の記録史料が存在せず、これらの事件を知る上で本記が欠かせない。また長寛三年、顕広が清盛の許に参ったところ、寢殿東妻に招き入れられ直接面談し、このことについて「是生前面目也」と記す同年二月四日条も、すでに竹内理三氏が注目されたように、この時期の清盛がいかに見られていたかを伝えるものとして興味深い。⁷⁾竹内氏は顕広が清盛の許に参った理由についてはふれていないが、顕広が清盛に面談したのが神祇伯就任直後で、右大臣経宗などに慶賀を行った翌日であるから、神祇伯就任に伴う慶賀であろう。顕広は翌月も六波羅を訪ねているほか（同三月十二日条）、広田社領をめぐる訴訟でも六波羅の者を仲介しており（同九月十五日、十月十三日条）、平家との関係が深かったことが窺える。顕広が神祇伯就任の慶賀のため清盛に参っていたとすれば、彼が神祇伯に就任して、伯家を確立できたこと自体、かかる平家との関係が背景にあった可能性もあるのではなからうか。

また、本記に特徴的な記事としては、神事や神祇官の運営に関するものがあげられる。とくに顕広の任伯（長寛三年二月三日条）や神祇官序参着に伴う儀礼（同七月六・十一日条裏書）などは、伯家以外の記録には全く見えないものであり、中世の神祇官や伯家について理解する上できわめて重要である。とくに前者の記事で注目されるのは、顕広が卜部兼

友を年預家司に補任している事実であり、藤森氏はこれについて神道史的見地から、「後世白川伯王家と神祇界を二分し、拮抗するに至る卜部氏が、この当時顕広王の家司を勤めてい」たとして注目されている⁽⁸⁾。だが、このとき兼友は同時に神祇大祐だったのであるから、神祇官という官庁と顕広の家政機関が重複しているのであり、官司請負のモデルケースとしても注目されよう。とくに神祇官の場合、官司請負として理解すると、長官である伯だけでなく、大副・大祐も中臣氏や卜部氏、忌部氏によって世襲されていたことも興味深い。これらの氏族がどのように編成され、神祇官が全体としてどのように運営されていたかを説明することは今後の課題だが、さしあたりここではその手がかりとして、永万元年十二月一日条裏書に記された、忌部氏の長者職をめぐる相論についてふれておこう。これは六条天皇即位後初度の例幣に際し、長らく忌部氏の長者であった明友を例幣使として発遣しようとしたところ、孝重が位階上臈の故を以て自分こそ長者として発遣されるべきと訴えたものであるが、この相論について顕広は「理有明友」とし、その理由として神祇官では官人としての地位を以て長者とするのが例であり、卜部氏も同様であること、明友が「相伝讓状文書等」を帶し、「嫡々相承」であることとをあげている。一般に氏長者が氏族中最高の官位にある者を以て任じられたのは周知の通りであり⁽⁹⁾、中世以降においてもこうした継承原理は変化しなかったとされている⁽¹⁰⁾。しかしここでは、位階ではなく、神祇官の職にあることと一族の長者の地位が連動するようになってきている。そして、さらにかかる地位は文書の相伝を背景に「嫡々相承」されているという。つまり、氏長者とは単純に氏族中最高の官位にある者なのではなく、特定の官職にあることが必要になっていたのであり、文書の相伝を介して官職が嫡系継承されていくことで、氏長者の地位自体が嫡系に継承されるようになっていたことが読み取れるのである。このことは、官司請負が形成される過程において、氏族の構造が変質して、嫡継承され

る中世的な「家」を基盤として再編成されていったことを示すものだろう。このような特定の官職と氏長者との結合という現象は、神祇官のみならず、小槻氏長者と大夫史（左大史）、藤氏長者と撰関などでも認められるから、中世の国家構造を考える上できわめて重要な問題と思われる。現状では、かかる中世の神祇官や氏の研究は遅れているが、本記の紹介がその説明に少しでも役立つことを望みたい。

最後に、今回の翻刻は、二〇〇二年四月より二〇〇五年十一月にかけて神戸大学大学院文化科学研究科（博士課程）での高橋担当の演習における作業をもとに樋口が編集し、解題を作成したものである。本演習には樋口の他、横井靖仁・森田竜雄・正木有美・久渡真由美・崔莉娜・川浪史雄・山本陽一郎・平田樹理・ト敬潭・八代醒ひとみが参加した。『顕広王記』の原本閲覧・翻刻および本研究報告への掲載を許された国立歴史民俗博物館に厚く御礼申しあげたい。

註

- (1) 各巻の料紙の形状や分量については、国立歴史民俗博物館編『田中穰氏旧蔵典籍古文書目録（古文書・記録類編）』（二〇〇〇年）を参照されたい。
- (2) 藤森馨「白川伯王家の成立」、『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』大明堂、二〇〇〇年。初出は一九八四年。同「顕広王記」〔日本歴史「古記録」総覧 古代・中世編〕新人物往来社、一九九〇年）も参照。
- (3) なお、藤森氏はふれていないが、本記仁安二年十一月十一日条には「今日被下宣旨云、正親正顕行解氏務、可付長者云々」とある。顕行は顕広の長男で、顕綱とも称したが、『顕広王記』では二男仲資を「大夫」と称するのに対し、顕行は「顕行王」と他人のように記されている。さらに顕行はのち王氏爵の推挙権をめぐり、顕広から神祇伯を譲られた仲資と争っているから（『玉葉』治承二年正月五日条）、顕広との関係はうまくいってはいなかったらしい（『尊卑分脈』には顕綱について「或顕康子云々」とあるから、彼は実際には顕広の弟であった可能性が高い）。顕行が「氏務」を解かれたことについて、顕広は「此事不穩便、更以所不存也」と記しているが、前掲の『玉葉』は王氏爵について「中古以来、諸王之中為長者之者舉之、年来神祇伯顕広王所舉也」と記すから、「長者」とは顕広自身のこと

考えられる。顕行の王氏に関する権限を剥奪して、顕広がこれを得たのであるから、このことも王氏長者の権限確立、王氏長者と神祇伯の一体化を考える上で画期として注目されよう。

(4) このうち、応保元年七月十八日・廿五日・廿八日条は、近世水戸藩の編になる『進献記録抄纂』廿三(東京大学史料編纂所蔵写本)に逸文が確認できる。

(5) 西宮神社社務所刊。のち「伯家五代記」は竹内理三編『続史料大成』(臨川書店、一九六七年)に再収録(ただし、現在普及している『増補続史料大成』には収録されていない)。

(6) 『伯家記録考』は、『仲賢王記』の自筆本の一部を京都の田中勘兵衛氏(穰氏の祖父)が所蔵していることまでは記しているが、『顕広王記』自筆本に関する記載はない。なお、田中氏およびその旧蔵典籍古文書については、前掲『田中穰氏旧蔵典籍古文書目録』の「解題」(高橋一樹・高橋秀樹氏執筆)を参照。

(7) 竹内理三『日本の歴史6 武士の登場』(中央公論社、一九六五年。中公文庫版、一九七三年)、四〇二頁(文庫版)。なお、高橋昌明『平清盛 福原の夢』(講談社選書メチエ、二〇〇七年)、五八頁も参照。

(8) 藤森註2前掲「顕広王記」。なお、仁安二年六月三日条裏書から、後世卜部氏(吉田家)が自称した(神祇管領)長上についても伯によって補任されていたことがわかり、伯家と卜部氏との関係を考える上で注目される。

(9) 氏長者については、竹内理三『氏長者』(『竹内理三著作集』第五巻「貴族政治の展開」角川書店、一九九九年。初出は一九五四年)、橋本義彦「藤氏長者と渡領」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年。初出は一九七二年)等を参照。

(10) 高橋秀樹『日本中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年)、西谷正浩『日本中世の所有構造』(塙書房、二〇〇六年)等。

高橋 昌明(神戸大学大学院人文学研究科)

樋口健太郎(神戸大学大学院文化科学研究科)

(二〇〇七年四月四日受理、二〇〇七年九月一四日審査終了)

○凡例

- 一 本翻刻の底本には国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』自筆本を用いた。
- 一 漢字は原則として現行の字体を用いた。
- 一 日付・干支以外の暦部分は省略した。具注暦巻末の暦跋は一括して末尾に掲載した。
- 一 虫損等の破損により判読困難な文字は、その字数を□で示し、推定困難な場合には「」で示した。
- 一 塗抹文字で判読できるものは左傍に△を付し、書き改めた文字は右傍に示した。判読できない場合は、その字数を■で示した。
- 一 重ね書きにより書き改めた文字は後で書かれた文字を本文とし、もとの文字が判読できる場合、(×)として右傍に示した。
- 一 破損・塗抹文字以外で判読困難な文字は■で示した。
- 一 題簽・別筆の範囲は「」で括り示した。
- 一 翻刻者による註は括弧に入れ、或いは○を冠して本文と区別した。その際、校訂に関する傍注は()、人名等に関する傍注は()で右傍に示した。
- 一 割注内の細注は()に入れて示した。
- 一 本文中に適宜読点(、)および並列点(・)を付した。
- 一 本文の配列は翻刻者の判断によりまとめた。同日条において前後関係の明確でないものは、内容に即して判断した。
- 一 裏書は各月末に一括して掲載した。

〔題簽〕

〔押小路伯顯広王記 七卷〕

〔題簽〕

□□〔略〕伯顯広王筆記

具註曆

應保三年
為長寛元
正月 □月 □月
十一月十二月

〔顯広王 應保三〕

〔顯広王 應保三〕

正月大建寅

一日壬辰

自昨日陰氣終夜、及午上雨下、天晴之後、所々拝礼如例云々、
〔後白河上皇〕
但院拝礼延引、

二日癸巳

天晴、朝覲行幸〔藤原基房・同兼光〕法住寺殿、〔藤原基光〕兩大将、殿下御供奉、有勸賞、
〔藤原〕從二位公光院、正三位実房女御、〔藤原〕

七日戊戌

□馬節如例、
諸寺修正始、

八日己亥

〔建春門院〕女院御幸円勝寺修正、大夫供奉、
〔仲資土〕

十四日乙巳

御齋会如例、
盛景参洛、

廿一日壬子

除目始、
〔藤原基光〕入眼〔藤原基光〕執筆右大臣、

廿四日乙卯

下名云々、

廿六日丁巳

地蔵講、次申上百万遍、次弥勒講供養、先妙音品、兩導師

布施了、

二月大建卯

五日丙寅

宰相殿〔怡子内親王〕忌如例地蔵講也、
今日〔前〕齋院御月忌也、仍如形令勤修了、御仏経布施供養也、

七日戊辰

四條殿遠忌如例、
中将殿月忌如例、観音品供養、

十一日壬申

春祭使少将公房、大宮使亮経盛、皇后使六位進云々、中宮
使権亮云々、殿乘尻等存恒例、行供給事之間、別当僧正〔惠信〕發

軍兵百余騎、被囿遠乘尻等云々、或從者等為侍僧字肥後公
被陵磔了、仍衛府等發、申訴可被流〔罪之〕□件肥後之由也、可有

沙汰之由雖被仰下、無■終歟、

十三日甲戌

院參、

十七日戊寅

院能乃御精進始、
香縁房納十五石、不放返抄之由、吉次所來告也、已執行膳

十九日庚辰

所也、所量入之米、十五石外一石余云々、
自昨日雨下、盛景下向、申時出殿、

廿二日癸未

院令進發了、
〔好子内親王〕齋宮御前令渡御、申付聖靈会御覽歟、此事無言、伯大夫局

廿三日甲申

勸進也、以外、
上西門院日吉御幸也、大夫共奉、并進引替等、此事水駄歟、

廿四日乙酉

共奉雜事已費歟、随被召引替何故哉、
祈年穀奉定云々、上卿右大臣殿、定日廿七日也、

廿七日戊子

午後大雨終日、於法勝寺被行千僧御読経仁王経、堂司猷十
部、水駄之勤歟、

祈年穀奉幣、上卿右大臣殿、伊世使資遠王、中親頼、忌部、

卜部兼（康）文字、八幡使被用公卿始也、平中納言（清盛）為使、自今以後立為例云々、

廿九日庚寅 大官官旨局有通世事、是素意歎、式部入道沙汰也、送捧物、美紙十帖也、甚雖輕微有感悅之返事、

三月小建辰

四日乙未

（中原清弘）甲斐目代馬允於使庁先被召問、依熊野訴也、彼山庄停廢之故也、是去年十二月以後有沙汰歎、

五日丙申

宰相殿月忌如例、地藏講也、

六日丁酉

辰時見内侍返事、件事申入了之由也、宿明三丁（天一大業、勾陣、參大殿）

七日戊戌

八幡使被用公卿、

九日庚子

參八幡、但依老囉僧、於藥師堂奉幣了、
（藤原仲子）皇后宮大炊御門第燒亡巳時、宮令參上西門院御所云々、

十一日壬寅

中將殿月忌如例、陀羅品、

十二日癸卯

始仁王講、去夜依夢相不快也、

十四日乙巳

參賀茂、

十五日丙午

行幸、令還向東洞院押小路内裏也、

十八日己酉

院御下向、
石清水臨時祭如例、使能登守平教盛朝臣、

廿三日甲寅

仁王講結願了、
寅時許不快夢見直了、

廿五日丙辰

清親依祀渡陰陽季偷了、

天陰嚴雨下、石清水行幸也、出御之後、於七条大宮辺雨脚止、供奉右大臣左大將、中納言（藤原）実長・実定上卿・俊通、參議（藤原）隆季・実国中將、範兼三位、重盛（平）三位中將、殿下不令參御、右大將同前、宮寺有勸賞、

（朱書）
「三月以下闕」

（朱書）
「十一月」

廿七日甲寅

寅時大地振■、又一■、

廿八日乙卯

參法性寺殿、
參院着到了、

十二月大建丑

五日辛酉

參法性寺殿、

六日壬戌

參院、參七条殿、
姬公參院、給局号香殿云々、召御前有御興御詞、

七日癸亥

今曉、中務權大輔源雅重朝臣死去了、日来病惱、

八日甲子

院入御熊乃御精進屋、
燒亡未刻、起自火四条坊門大宮（西及壬生、東及三条油小路）、

十一日丁卯

燒亡未刻、起自火四条坊門大宮、
寮等燒亡了、

十四日庚午

院御進發、御共左衛門督・前右馬頭・甲斐前司・備中守・
石見守、大輔・判官代、御共是也、御先達覺讀法印、御導

十七日癸酉

師公頭僧都、
有御卜、内裏燒□□□□、
（事云々也）

(題簽)

「押小路伯頭広王筆記」

具註曆

長寛三年
為永万元
自正月一日
至十二月三十日

「任神祇伯事

幣使祭主於路頭服忌事

同吉□□

「拝賀事

神祇伯參着本官事

当家襄帳女王勤仕事

諒闇非常不可有大殿祭事

正奉礼大明神尊願夢事

御即位・女王叙位事

神事・祭事可着狩衣夢事

被立山陵使夢事

明友・孝重氏長相論事

例幣馬斃事

齋宮歸路狼藉事

(目錄部分裏)

「押小路入■御初任事 襄帳事

長寛三年曆 歲□乙酉

「長寛 三」

正月小建 戊寅

二日壬子 朝觀行幸法住寺殿、有勸賞、正四位下実家(藤原行子)、從四位上

頼季(藤原季子)女御殿、從四位下定規院(藤原定規)、不去少将、

五日乙卯 参賀茂、

叙位議如例、

八日戊午 祭泰山府君、陰陽季倫也、

十一日辛酉 参神祇官、参平乃社、

十三日癸亥 参右府、次謁已講、

十四日甲子 高松院一臈渡藏人、下野前司盛国(源盛信力)子源某、

十五日乙丑 祭泰山府君宗親、

廿一日辛未 除目始也、

廿三日癸酉 入眼、今晚参賀茂、祈所望事、已有感心、可云利生也、鷄

鳴有任神祇伯之由其告、随拜任了、是依奉公之勞、被抽譜

第也、但猶本姓嬾、強不奔走、任天道之处、浴朝恩之条、

可云神德也、

廿四日甲戌 史生等烈参、止祖跡之条悦而有余、

官人祐已下来集、与酒肴之後、各退出、有拜礼、

廿六日丙子 下名、使平盛国(遷右)、平有成(元)、共平中納言郎等、

廿七日丁丑 恒例地藏講、於重光家講行了、

廿八日戊寅 弥勒講、以同、

廿九日己卯 民部卿季成卿頓滅、

○裏書

(廿三日条裏)

今日任伯于從五位上正親正也、五位伯始之歟、歷一年、仁安元年十一月大嘗

會賞、叙正五位下、是可云希代、同二年二月十一日叙從四位下(是院御即位之時發帳)

賞、是又命長于今、統三代職、昇四品加了、更以不超求哉、且是奉任神慮

之故也、

二月大建卯

二日辛巳 民部卿

三日壬午 成吉書、補所司等家司(下恩)兼友、景親(下部)兼教、所進仲国、行長也、出南面、

居前折、平盛二種物黑柿机面、押生絹、酒肴許也、倍前兼教、

三月小建辰

景親也、官人祐巳下也、祐兼友・明友・(文部)賴、史明茂・(信部)致貞・(伊勢)史生等也、各有酒肴、同平盛也、即以兼友補年預、已時事了、各退出、差史生重時下遣広田社了、

今夜申慶賀、共左番長下野厚頼為共人、是為相伝家人之故也、付藏人源信賢奏事由、仰之後舞踏、退了、先參右大臣殿、

院穢、殿下御(亮子)、仍不參兩所、(清盛)、(亮子)、仍不參兩所、

四日癸未 今夕着束帶、平中納言家、被招入寢殿東妻、(清盛)所言談、是生前面目也、其後參七条前齋宮、亥了帰宅、

五日甲申 地藏講、重光家、

十一日庚寅 入道殿周忌御法事也、即供養御堂也、導師法印公俊、(飛)呪願前大僧正仁和寺、六十僧、仏師・絵師任法橋、大工叙從五位下、

彌勒講、重光家、(藤原伊通)太政大臣依病辭職、出家人道年七十三、(藤原伊通)從三位刑部卿範兼出家人道年五十七、

十三日壬辰 今日、參向前内大臣家并按察大納言亭、各対面、次向僧都房、有蘭湯、

十四日癸巳 前太政大臣薨云々、(藤原公通)今日、參向前内大臣家并按察大納言亭、各対面、次向僧都房、有蘭湯、

十五日甲午 大雨、終日不晴、前太政大臣伊通卿薨年七十三、(亮子)公家聊御不予事云々、

十七日丙申 前齋宮令渡給、(亮子)

十八日丁酉 五壇御修法始也、依御不予歟、然而則御平癒、

廿六日乙巳 祈年穀奉幣、上卿中宮大夫、(源大納言)右少弁、(長方)弁、王兼綱、伊勢使中臣權少祐親頼、忌部大隅前司孝重、(前院)卜権大副兼康八男兼定為代官、

僕任長官始上表文、

廿七日丙午
廿八日丁未

五日甲寅 地藏講如例、

七日丙辰 除目、左兵衛尉源信賢(藏人、依無人、俄被任)・同木工大工国弘也、

九日戊午 明日上奉幣差文、中臣為貞祐、忌部致光、卜部兼遠、(時兼主)王可尋石清水臨時祭如例、使左中弁朝方朝臣、(藤原)今日行幸奉幣發遣、上卿新中納言実国、右少弁長方、(藤原)為申拝賀參所々、院・上西門院・殿下・左府也、隨身敦頼

十日己未 為共人、院穢藏人為共、女院藤藏人、殿下安芸權守高範、(源)左府讚岐判官代則房、為申次、

十一日庚申 午時燒亡西隣、壞少屋逼火難了、火赴錦小路富小路、至于押小路以(南)西万里小路以東、申時火炎留之後、戊刻故源大納言九林阿弥堂燒了、焰落居人不知之故云々、草創之後五十余年、人所念仏也、

十二日辛酉 彌勒講如例、進香、(藤原)百遍喜百遍、院尊勝陀羅尼、

大外記来、參右大臣殿、次向六波羅、訪申二公、(字源内)以內舍人信遠、答伝可後參由、切々察、

十六日乙丑 參七条殿、未時鼻血出来、

廿三日壬申 天晴、石清水行幸也、上卿權中納言実国卿、參議資光、弁長方、殿下・左右大将供奉、神祇官行烈、祐長親・宗重、史二人、史生等也、(刻)刻為本所大殿祭先參了、前陣兼友、兼致等也、構棧敷見物、清已講来人、

廿五日甲戌 南京大衆僉義、前別當為還入也、其庭前別當方武者字才三郎被射殺了、(藤原重)西宮事、被下前伯後家陳狀、

廿七日丙子

廿七日丙子

○裏書

(四)十一日条裏、十日条二関連力)

賀茂・八幡行幸之由、有奉幣、使王時兼、中臣為貞、忌部致光、卜部兼遠也、而去七日、有本宮穢氣之疑、尋根元、宮川・古川有抛身死女、不知其由、為繩代漁彼水之輩、參入宮中了、仍官幣通留離宮院、言上其由、隨被問法家之処、申不穢之由、漸至于同廿二日官幣奉納了、然間自廿三日又卅日穢出来了、一者齋宮北川辺在住人法師家、件家夫妻子三人、浮浪人出来寄宿、家主被語、件夫男將去山野殺害了、即取其妻子、將向志摩活却了、剩彼死人衣買取魚具之者、着件衣參入宮中云々、一者不出本堂有死人、不知其由人触其穢、即參入宮中云々、彼此穢触合了、隨連々神宮触穢恐而有余而已、

四月大建^辛巳

四日壬午

進重官解^{陳狀}、
付田事、触祭主、有承諾、使氏房朝臣也、返狀下遣修理亮^(大中臣親)之許^(勢)伊世、

十四日壬辰 広田事、重被申御室、々々申宮、可申左右之由、有勅答之由職事所稱也^(覺性法親王)巳時歟、

夢、墨田保、為永庄下被付者、

十五日癸巳 夢、我本牛、為僧被騎引懸と見、
十六日甲午 齋王禊如例、左衛佐雅隆、右衛佐代伊賀守資能、左兵衛佐頼実、右兵衛佐隆房、忠俊院、武成殿為籠、車兼弥、小舍童四人、隨身美麗也、

霖雨今朝殊甚、及未刻雨脚止、威儀被煩也、

夢、辞法印給、兼友称之者、
十八日丙申 賀茂行幸延了、賀茂恠異軒廊御下、依当御物忌之日也、

十九日丁酉

祭如例、使右中將実守、公頼、美麗被渡了、^(兼原)重近、兼頼、已上院御隨身為籠、大宮使亮経盛朝臣也、兼成、兼国為引馬口取、是可然、皇后宮大進懐経也、引馬口取、右近官人、近衛、^(武道子)為口取、頗似去祭、大路宅所警、其使者下劣、成出者云籠衛府也、中式人支、中宮使大進光長也、殿下御隨身四人為籠、武成、師武、武安、忠武也、^(下毛野)物具口取等甚花美也、

廿日戊戌

入夜雨下、
廿二日庚子 院御登山、公卿六人、殿上人廿余人為前驅、中納言定房、^(兼原)公保、実国、参議親範、三位実房、重盛等也、^(平)隆季卿前陣登山、可執七条口云々、於二条京極辺大雨下、如浚、終日不止、山路難所察也、

廿三日辛丑

広田事、重触右大臣殿、頗有承引御気色、
御不予、仍造一日五大尊、右大臣結構、
俄有大恩赦事、依御不予事也、詔書給新藏人、兼書之、世憂宗、^(兼原)

廿四日壬寅

有藏人所御下、随神事等訴可有糺定之由、被仰下了、
刑部卿入道範兼薨去、参内裏帰路候云々、
止雨奉幣、去一日以後天氣無晴也、又卅日可有十社奉幣定了、依御不予也、

廿六日甲辰

雨氣不晴、依御不予有十社奉幣、上卿新大納言実定卿、弁權大并行隆、伊世使王行清、中臣永親、忌部茂重、卜部伊岐致頼、
今夕有軒廊御下不審事、三人不知子細、
家神祭也、

廿七日乙巳

卅日戊申

○裏書

(十九日条裏)

内侍佐、當時御念人、字香典侍也、藏人五位六人、為右府沙汰被渡家人、殿上六位二人共、兵衛尉為前駟、出衣等紅黃也、尺美事共不能左右事也、皇后宮使權大進懷經也于時淡路守、引馬權官人助弘公弘子・番長武助武道法師子、件兩人雖有近衛名其身放埒歟、本為懷經家人、已執鞭已執口了、世頗所手給云々、如何、後代人以件兩人不可用權云々、

五月小建壬午

五日癸丑 地藏講如例、

六日甲寅 被補祭主・官司等、祭主(少)小副親隆(大中臣)、官司大中臣有長也、前祭主并官司等依有擁念也、可注別記也、

八日丙辰 今日祭主奉行、予加判了、知于斯家風之貴哉、彼親定卿孫予康(孫)也、彼祭主是伯也、今各繼祖跡、仰而可貴也、

九日丁巳 孔雀經結願也、有勸賞、權律師(仁性力)、故中納言家成卿小男、宗儀(德容者)也、

十日戊午 伊与(子)參着、梶取延貞、

十一日己未 弥勒講如例、

十三日辛酉 伊勢一社奉幣、是被申祭主事并御不予事等、使王兼隆、中臣俊宣、忌部致光、卜部兼行、上卿源大納言、弁權左少弁行隆、宣命草無奏、依有御祈間僧侶候禁中也、

十八日丙寅 最勝講始、僧都如去年被渡宿、軒廊御下云々、

廿日戊辰 去三月廿三日以後連日雨不止、仍今日被行御下之處、兆不成也、

廿一日己巳 猶雨也、

廿三日辛未 天始晴、御前參七条殿、

廿九日丁丑

公卿使發遣、使參議右兵衛督平重盛卿、一家及雲客等送之、前駟廿人、神祇官王資遠、中臣親賴、忌部孝重、卜部致賴、有神筆宣命、被申御不予事歟、

六月大建癸未

四日辛巳 卯刻大地振(今)、

五日壬午 改元、改長寬三年為永萬元、今日百座祓、申不淨之由、陰陽季倫給一卷(卷力)了羅也、祭主良馬寅刻又地振也、

十日丁亥 御卜奏如恒、上卿權中納言実国卿、官人等不參、奇恠事歟、座中忌部官人稱不參之由云々、先例如何、甚奇恠事歟、

十一日戊子 月次祭如例、上卿按察大納言、右少弁長方、新祭主為使、

十三日庚寅 広隆寺供養、公家御沙汰、准法会、但無音樂、依為御不予之間歟、導師權別當(覺珍)、

十四日辛卯 祇園御靈会如例、

十八日乙未 申時(可尋)、泰山府君祭、可參來、季倫、国替、丹後・伊予云々、

廿五日壬寅 讓位事、丑刻、渡重鈿於第一皇子御所土御門高倉亭、近日可立太子有儀(講)、及今日俄改讓位也、

廿九日丙子 有太上天皇詔書事、以近衛四人官人二人・番二人・番長六人為隨身、即殿上始、

以闕白為撰政、

○裏書

(十三日条裏)

祭使祭主朝臣服忌事出来延云々、去十二日非常、今日皆送閑家也、弟勘解由大夫親範女子也、八歳云々、以此由申上神祇權大祐下部兼友、付藏人木工頭申上此、即兼友(參之)内也、勸申先例云、長保三年祭主輔親着任初度六月御祭為使之間、依大洪水宿離院、式日参宮延引了、十七日一日二参二宮、次祭主親定始為使九月御祭也、於閑家等馬斃了、歷五個日之間、通留社宿藤方家、十九日参二宮了、今親降為末孫有此事、可云吉例歟、奏此由、仍木工頭下知云、内覽了、仰云以代官於官幣千可奉納者、仰遣其由了、

(廿五日条裏)

去四月中旬以降有御不予事、近日言有減氣、仍以第一皇子六月廿五日可有立太子事、而至于同廿四日改儀讓位也、年二歳、依養育中宮為一官有此事歟、母大藏大輔伊岐致遠法師女子也、

七月小建甲申

五日壬子 御即位定、

七日甲寅

(服之)官腹織(藤原基房)下糸十六兩、姫御前御單重、

十日丁巳

謁藏弁、参左大臣亭、褰帳事也、

十一日戊午

伊勢奉幣一社、被申御即位也、延引十七日云々、是殿下聊依御不例御事也、

十七日甲子

自夜雨下、終日不罷、伊勢奉幣、被申来廿七日御即位之由、撰政令着大極殿給、上卿左大臣、右少弁長方、王兼康、使

中臣祭主、忌部明茂、卜部兼遠、

十八日乙丑

除目、

廿四日辛未

香殿御前可立日、

廿五日壬申 叙位、

廿七日甲戌 御即位、

廿九日丙子

去曉、新院遂以崩押小路東洞院亭、御年廿三、去三月以後于令不予也、(二条上皇)

○裏書

(六十一日条裏)

任神祇伯之後、今日為神拝参着本官陰陽頭在憲撰日時、巳時着束帶向神祇官隨身教類為共人向着、同祐兼友着束帶、立門東脇、官掌二人居門北砌、随歩引導、兼友取笏揖如鏡也、下御襲相向、不揖昇東庁向西着座第一門、第三間分南北敷座、居看机等、史等選参、兼教在座衣冠、一献之間兼友勸盃、兼教取瓶、了立座手洗、二拜第二間也、了詔戸幣紙一帖不挿、膝突・白布一段也、史明茂参着束帶、次二献勸盃如前、次三献了退出、史生等南庭列立衣冠、抑史生等同着座也、官生二人立写左右、立砌随行歩引道了、東庁也、西院幣紙・膝突等史生給之、

(十五十七日条裏)

樋口猪熊小屋有井、今朝彼井、有酌水女、為取汲下件井、即死去、次男一人為助件女下井、即死、為奇、又下又死去、已及五人、有家主、催一人男令下之間、男辞退、問子細之处、井有如熱界、且又死去了、仍六人死去、可言奇異、去比異兒有近衛河原、二頭三足云々、又播广守邦綱朝臣宿爐井、宿直人二人落入死去、此事等甚以奇異、(直)

(廿七日条裏)

御即位雨始之云々、今日御即位也御年二歳、午二點行幸八省、中宮同輿也、申二點令付高御倉御、内弁左大臣、二省参入賜位記、此間雨下、或差笠或不差、褰帳参上、開門了、惣礼之間、人数不足之由、藏人弁加勘發之間、已秉燭、此間雨

脚弥增、及黑暗了、褰帳退之後、大略儀式散々、令還後房候、弥以狼藉、行幸還候、及戌一點実以狼藉、雨如浚也、併破法了、抑女子參褰帳十歲、頻雖申辭退、敢難遁、仍今曉參入東廊宿所了、依院御惱、諸事無威儀、行事藏人弁以密儀可參入、如糸毛、出車事、有諸沙汰者所存、有限公事、雖不可然、且計世間之躰、強不洩、仍前內大臣申請御車〔稱之〕所令用也、前駝家人五位・六位四人也、令着衣冠五位肥後權守大中臣氏房・志摩前司高橋經明、六位源俊光〔若宮先生〕・大中臣祐房〔新宮先生者也〕、女房車三兩也、女房八人童二人也、但女房四人、為見物、或實所女房等所乘加也、車副・牛童等有

大破子、大外記訪之、所來訪人々、權大納言〔藤原〕通公〔三之〕、右衛門督公保公〔三之〕、右中弁朝方朝臣・右少弁長方〔藤原〕行事・藏人木工頭重方等也、是各思芳心歟、尋本系、雖不近可言一家也、祭王朝臣・大外記朝季同以來入、散位朝臣〔藤原〕以明・信賢等又有之、裝束 蘇芳單重、紅打、女郎表着、赤色唐衣、〔地摺裳〕紅袴張袴、已上私儲、赤色大袖、青鈍裳、鳳形銀、替扇、小团扇、〔草鞋〕指櫛等、已上自藏人所賜之、童女二〔朽葉單重、紅打、女郎稱袴、紅袴〔長七尺〕、蘇芳表袴、〕下仕三人〔女郎單衣、紅打、二藍唐衣、紅袴、村摺裳、〕打出四人、紅張練單重、紅袴、紅打、女郎表着二摺唐衣也、宿所鋪御簾五間大長、疊、幕幔、屏風四帖、几丁三本指物、可給功內舍人二人、諸國權守一人也、余問別并便所、

彈正宮御女清子女王、
伯殿女仁子女王、
僕女二人也、〔顯子女王、〕

八月大建乙酉

一日丁丑 去廿六日雨下、自廿七夕雨脚無隙、自曉更大風、但強無風勞、而会昌門上層為風被吹落有地、可云奇異者也、
五日辛巳 地藏講如例、
七日癸未 先皇御葬送也〔二條上皇、〕高隆寺原、其礼不似前々、人数不幾云々、公卿

九日乙酉

九人 輩率、殿上人少々云々、午二點清水寺為山大衆燒亡了、是一昨日御葬送之間、奈良額、山大衆切失了、而奈良僧等引手逃了、而山大衆乘勝之刻、奈良大衆赴立作時、山大衆退間打破山額了、大衆等又被刃傷了、其会稽云々、大衆為護祇園宿會終夜叫喚、実天下如滅亡、然間殿下御所北方小屋四五宇有放火、而依有示事、偏世存騷動之由此奔走歟、

十日丙戌

燒亡、中將殿遠忌也、被勤法花經奉供養、導師右左渡是注也、弥勒講如例、

十一日丁亥

山科前別當僧正法務惠信解見任、是去比入山科寺軍兵咎也、源義基配流伊与国、依為彼同意也、

十二日戊子

惠信縁者八人各配流諸国宣旨了、

十三日己丑

一条大宮燒亡、有僧事、法務寛忠、法印寛雅〔藤原長光之〕法勝寺執行也、

十四日庚寅

除目、陸奥国司家燒亡、

十五日辛卯

前參議入道薨〔年六十八、親隆〕、

十六日壬辰

今日祭王朝臣告送云、神事之間若疎略歟、今曉夢見、同宿阿闍梨之由也、但神事正者、实有神感、案中經仏可移持仏堂歟、

十七日癸巳

行幸六条烏丸亭、依大衆群參事云々、殿下令渡中院候了、右中弁俊經下遣南都、是南都大衆為会稽清水寺燒亡、可発向東西坂本之由、依有騷動為被留也、而大衆引籠俊經、不令上道云々、

十八日甲辰

廿八日甲辰 行幸六条烏丸亭、依大衆群參事云々、殿下令渡中院候了、

廿九日乙酉

向東西坂本之由、依有騷動為被留也、而大衆引籠俊經、不令上道云々、

○裏書

(九日条裏)

今日依大衆之乱、可有行幸六条烏丸大納言入道家(藤原光頼力)、而臨刻限停止了、是依漏刻博士時晴難申云々、一難云、儲諒闇御装束於兩所之条無先例、加之、可有其憚歎、一難云、五墓日行幸不吉云々、况折節憚多云々、仍延引候歎、抑昨日藏人弃消息云、諒闇穢中有行幸之時、大殿祭有無事、召問官人可被示仰了、召問之處、明友申云、

久安四年十二月八日高陽院姫宮御非常、同十一日神今食・大殿祭被停止了、

同六年九月廿日坊門殿御非常、依為后宮御祖母、十一月中卯新嘗会并鎮魂・大殿祭等被停止了、

久寿三年正月日權中納言經定卿薨、依為春宮御外戚、二月十六日田中殿御所有行禊、隨有大殿祭、中臣親隆・忌部明友參陣、御服日數内之由申上之處、今朝御除服了、宮主兼盛(下弟)下向伊勢国了、仍召代官兄神祇祐兼友、令參勤御祓了、尤不可有憚之由、被仰下、有大殿祭、

寿久三年鳥羽院崩御、御忌日諒闇之間、当院行辛東三条殿、依催忌部明茂、雖參入、依諒闇并穢中不可有大殿祭、仍忌部退出之由被仰下候也、注此由、触申藏人弃了、

大衆放火之後、院御幸六波羅云々、人不知其故事歎、暫之後還御、右兵衛督御乘車扈從奉送之儀歎、不參、

(廿三日条裏)

近日山大衆非祇蘭燒亡二事、又有沙汰事歎、仍法印章雲・法橋榮全等弘山上了云々、依言說歎、又阿闍梨頭智依被召弟子惡僧五人之間、暗跡逃(隠)穩云々、字弁阿闍利(梨)清高弟、其身行向檢非違使家、依惡僧事也、

九月大建 戊丙

四日庚戌

此四五日以前、少将公房(藤原)為出家暗跡云々、所隨身侍一人歎、嚴親前中納言并親母去月出家入道之由、依素意可遂之由、

雖是請兩親不讓之、其後參賀茂一七日之間祈申、遂以遯脱云々、書置一紙、陳素懷云々、年廿四歎、額顏美男也、官位不賤、急發善提心、可云宿縁也、

五日辛亥 宰相殿遠忌、送五辻五重塔(繪)、法華經也、布施供養如例、

十一日丁巳 弥勒講、於北隣小屋修之、依神事也、

十五日辛酉 謁頭亮披広田社事、是自六波羅經人、被付重官解之故也、

十九日乙丑 可有政始、有政始、

十月小建 亥丁

五日辛巳 地藏講如例、

七日癸未 前伯後家使景光来、

十一日丁亥 弥勒講闕了、以酒苧許行之、三郎所為也、不便く、

十三日己丑 六波羅献具書守貞事、人不取上、

十四日庚寅 社事、有賀茂大明神 御告、

十五日辛卯 右大臣被參高野廟、是二条院御髮、為奉取彼山云々、堀川院例也、

廿六日壬寅 寅時有夢相、大明神令示告也、正奉礼尊顔、忝所信憑也、別紙可注、

十一月大建 子戊

四日巳酉 院御日吉詣也、自来八日可有熊乃御精進故也、公卿七人、侍臣廿余人也、束帶、

八日癸丑 院熊乃御精進始法住寺殿、

九日甲寅 御即位女叙位也、於撰政直廬行之、姫御前叙從五位下、其名昭子也、而依相当後三条院女御有沙汰、被改信子、

十三日戊午 院御進発、僧都為御導師、

十五日庚申 幣殿事、有夢相告之由、兼友所來告也、

廿日乙丑 無五節、依諒闇也、

廿二日丁卯 新嘗会也、忌部明茂・致光參勤云々、

廿三日戊辰 神事日可着狩衣・袴之由、有神告、尤可然、仍每旬日可着、祭月又同、卯時夢、（仲敷王）大夫見也、

廿六日辛未 頭亮消息云、明日例幣延引、来月一日也、件事無事故可被遂行、令參籠官人、於平座可令祈申者、召祐親賴之處、来

九日まで服假云々、仍差俊宣令參籠事、三箇日也、

泰山府君御祭也、御前御祈也、

廿八日癸酉 參蓮花王院、奉礼千鉢尊容、六相乘、（様之）実以奇也、於仏

前謁会朝阿闍梨、彼堂以尼公始千度詣、御前御祈也、

○裏書

（廿四日条裏）

廿六日被立山陵使、告御即位之由也、

山科天武・深草仁明・柏原桓武・後山科醍醐・嵯峨・

後田邑（光孝天皇）仁和寺・村上天曆・鳥羽安樂寿院也、今度被發遣也、

十二月大建己丑

一日丙子 例幣也、去九月依諒闇延引、是先例也、上卿左大臣、行事

右少弁平信範也、祭主朝臣中臣、忌部朋友、卜部兼友也、王致重也、御卜申注付合否之間、件卜申付宮主□仰付被開之間違例云々、

四日己卯 広田社狐死、仍大夫下向云々、此由重時所申也、未時、

六日辛巳 齋宮（母内親王）煇京、中臣・卜部等進差文、中臣為定・卜部祐師云々、

七日壬午 豐受大神宮假殿御遷宮也、寅時、煇遷本殿戊時也、依被修理破損也、宮主有隆（大中臣）所勤也、

御躰今日始即了、又以中臣為定被申齋宮煇之由於大神宮、即以發遣了、

十日乙酉 御卜奏、上卿富小路中納言実国、官人明茂、氏人宮主兼定、（下部）俊宣

致光・吉弘、

十一日丙戌 月次祭、上卿実国卿、右少弁、（平信範）

夜祭、新中納言資光、（長力）同弁、王資遠、

十六日辛卯 院若宮御元服（藤原多子）十六、於大宮有此事、宮司等為役人、有故事歟、（藤原多子）御名為仁

十九日甲午 東御方移徙、院令□□、（渡御方）

廿五日庚子 院第三皇子被下親王宣旨、憲仁、勅別当平大納言、於法住寺殿有此事、

廿七日壬寅 天皇太后宮御出家、（藤原多子）年廿六、

廿九日甲辰 辰時、六丈白布一段地尼公請取了、件物宮主二千所進也、

○裏書

（二日条裏）

抑明友為孝重被押氏長于今十八个年也、今差進明友之處、上卿仰行事并云、今日使孝重有訴申旨、代初之使也、以位上臈長者、以孝重可差進之處、差進明友之条無其謂云々者、然申狀非其理、可尋沙汰也、孝重參八省奉裏官幣了、并以消息被觸此由、抑進發先有其尋、可被申子細者、僕

抑明友為孝重被押氏長于今十八个年也、今差進明友之處、上卿仰行事并云、今日使孝重有訴申旨、代初之使也、以位上臈長者、以孝重可差進之處、差進明友之条無其謂云々者、然申狀非其理、可尋沙汰也、孝重參八省奉裏官幣了、并以消息被觸此由、抑進發先有其尋、可被申子細者、僕

抑明友為孝重被押氏長于今十八个年也、今差進明友之處、上卿仰行事并云、今日使孝重有訴申旨、代初之使也、以位上臈長者、以孝重可差進之處、差進明友之条無其謂云々者、然申狀非其理、可尋沙汰也、孝重參八省奉裏官幣了、并以消息被觸此由、抑進發先有其尋、可被申子細者、僕

抑明友為孝重被押氏長于今十八个年也、今差進明友之處、上卿仰行事并云、今日使孝重有訴申旨、代初之使也、以位上臈長者、以孝重可差進之處、差進明友之条無其謂云々者、然申狀非其理、可尋沙汰也、孝重參八省奉裏官幣了、并以消息被觸此由、抑進發先有其尋、可被申子細者、僕

申云、今日使依為初度、以官人大祐朋友所差進也、当官之例為先官人之故也、孝重申旨旁其理不□、中臣中、雖有位階上臆其失、以官人為長者、卜部又以如此、而孝重妄称長者之由、歷沙汰之後、左右可給事歟、加之、代始初度奉幣無故被却差文被改使条、頗其懼可候歟、以此旨可令申上訴者、此間孝重・朋友口論互及放言云々、然間請文參着、披見之後、任指文以朋友入宣命進發了、其後及戌刻、朋友申云、以史男明茂大理無左右給檢非違使則定了、尋由緒咎依女事云々、然而朋友不留進發了、此事如何、神祇官人直給檢非使之条、古今未聞先例、况依女子哉、私被処重科、主人所行、人不可難、及獄断之条不■宿人所為事歟、退之左右歟、兼又孝重・朋友相論事、以孝重申文下朋友、如朋友陳状者、理有朋友、其故孝重賜宣旨、朋友訴申、仍賜改定宣旨了、如其状者朋友理也、此上朋友帶相伝讓状文書等、孝重無指文書、况朋友年來之職代々与奪也、然依宣旨、任文書、以嫡々相承、前々伯下文重成輪補任了、今日有明茂事、若不叶神慮歟、所恐也、又吉例之故歟、然間明茂謝咎、不及給則貞歟、只被召問■了、□□明茂所出■、

〔十日条裏〕

今日月次祭事、右少弁平信範催忌部朋友云、有所勞、昼可行之由也、仍十日
朋友未時參入、去一日九月例幣御馬一正於浦田坂斃了、今日有御下、
神事違例不信不浄之上、公家御祈天下動搖□也、件替御馬今日被副進
及夜半進發了、辰時祭主被召參陣、卜部兼友參、依召也、申刻依■、
殿下御物忌也、祭主・兼友候陣、兼友依召參殿下中院、頭亮候、仰云、
例幣三馬斃事、行御下欲副進月次祭使如何、而今日四廢日也、御物忌也、
殿下御衰日也、隨廢務也、如何ニ可行哉者、四廢日・御衰日・御物忌日
被行御下例也、於廢務者太神宮事、則太神宮恠異者、不可行御下給者、
仰云、此存皆令存給、於別進御馬副天吉□哉とあり、此条專欲行御下如何、

兼友申云、副進御馬事不可及御下、是恒例也、於彼幣馬斃者也、尤御下可候、此間及亥時了、被催上卿中宮大夫使、史大夫俊重也、頭亮以私使件男女可被參之由雖加詞、称脚病更発之由不參、尚以差出納重被催、敢不參、此時可召請月次祭上卿中納言実国卿之由被仰下、仍召使馳向之刻、兼友申云、月次祭已中半也、弃彼何可被參哉、先行月次祭、祭主請預幣物可相待之由被仰下可宜歟、其時又留召使仰云、早行月次祭、於祭主者、可相待□仰者、其間已■夜祭之上卿新中納言資長先參陣、行御下、可參本官之由被仰了、隨中納言參内、行御下、無弁、及晚事了云々、是違例歟、

〔廿二日条裏〕

十九日前齋宮立本寮、迎左少弁行隆・王兼隆也、亥了着逸志宿、廿日子時立逸志駄家、廿一日晚着伊世河口、于時出御、万事不具之故也、廿四日戌時着伊賀山中一宿了、無先例、迎御輿散々引破、如新結合持參也、凡無先例事也、廿二日着伊賀河口、廿三日着黒太丈六堂云々、即一宿、抑伊賀河口寮侍武者所為安、平大納言河婦■之住人被射了、已其身負手了、御迎檢非違使広綱子二人鬪乱、已突殺了、凡路次一切不諧濫行□□、廿五日僅着和泉木津不作御所、仍奉定宿昨艫云々、凡今度帰京散々歟、後代如何、

〔廿六日条裏〕

從四位下宮内大輔藤原朝臣定信自筆書一切終了、
皇太后宮大進藤原季広、可書自筆於一切終之由立□了、件季広夢中遇僧、問定信後世、僧答云、彼定信号聖教王菩薩者、此語非可狐疑、仍所祀也、

〔卅日条以降裏〕

逸志 馭家十九日未時令立給二宮司八依并□助不動一事、馭家寮頭為國司之間、假屋御所許目余立之、不供御饗、万事不足云々、

河口馭家、如形御所假屋許也、米四石を出云々、

輿折廿日夜事、不作路、山嶮咀之間、不輒行步、仍難艱歟、今夜不供御膳、

無先例、伊賀馭家、一切不諧、國在庁不相迎、經卅町宿伊賀神部、

駕輿丁疋若之故、

齋王御灌仏云々、

召替御迎了、宿少屋、

大和 二鳥居 供給、なまり河御祓二瀬了、

和泉木津、召御船、

廿二日辛酉

撰政隨身右番長下野武盛、粗存古実、褰馬之間、路頭有輿、宿此屋、違方也、

今晚香殿院參、隨禁色■衣裳等、今日依可有行幸、而丑時

以後天氣陰、雨雪下、終日不晴、仍行幸延引、來廿八日云々、

今夕還御五条内裏、而俄延引、

今晚有吉夢小嶋之上有墨蛇、其地千万二成天満家中也

廿三日壬戌

今夕還御五条内裏了、

廿四日癸亥

大神宮奉幣、被申齋宮卜定之由、上卿權中納言公保卿、行

忌部朝幸、卜部權大副兼「康也、

廿八日丁卯

朝覲行幸法住寺殿、撰政騎馬、諸卿皆參、中宮御同輿、蒙

勸賞公卿以下廿五人、抑行幸御儲之間、有糸々失礼、別當

隆季卿不知案内之故也、御前物事大失措也、可為一上勤之

由載定文、是不知案内也、以外也、又雖注不触申此由於

左大臣也、殿下令存先例、雖有御用意、是又不申、如此之間、

行幸已成之後、院司木工頭盛隆近触隆季卿之処、稱為一上

勤之由、仍尋申左府之処、左府被陳云、此由更不触、隨

一上為勤之事、更無指文、何況乎□□爰夫東西

先触邦綱卿、陳無用意□□□□可然、其後術盡急触右衛門督、

付御、是有恐事也、又行幸成之後、為御拜令渡御之処、隆

季卿參向、申不可御拜候之由、仍還御了、其後天氣不快、

遂無御拜、不令付御前物御、是旁有恐可、

〔押小路伯頭広王筆記〕

具註曆

卷首闕

仁安二年

自正月十三日

至十二月三十日

〔仁安二年正月〕

十三日壬子

去五日離院□□

十四日癸丑

東御方檜大樽百寸進民部丞季平、三条家□

十九日戊午

院御移徒法住寺殿、三位殿春宮母被居寢殿、明日可下女御

宣旨也、

廿日己未

春宮朝覲行啓也法住寺殿、撰政以下諸卿供奉、右大臣將不被□

頭弁時忠為後騎依外戚歟、右大臣御□□

申了事□□ 鷄鳴還御、

○裏書

〔廿八日条裏〕

今日初春宮始入御神殿、有糸々違例、節折、日來上卿以荒木多氏女被

召節折云々、奇異、今夜俄被召本節折、件荒木多丸取装束逃隱之故也、
(平清盛) 勅別当着布衣候座云々、次第皆違濫之由聞之、未代之法如此、以外く、

二月小建卯

三日壬申 今日可進、

四日癸酉 院尊勝陀羅尼、

祈年祭如例、上卿大納言殿(兼原師長)、行右少弁信範(平)、

六日乙亥 宿此屋、

十一日庚申 今日有任大臣・公卿任事、次叙從四位下了、去十一月叙正

五位下、今又浴朝恩、喜幸也、聞書有別紙、

十三日壬午 院入御熊野御精進屋、上西門院内、

十八日丁亥 姫御前参院了、

四品之後始成官符、書位所、以友平補神琴師也、(忌部)

十九日戊子 院御進發、女院留御、宿此屋、(上西門院)

廿一日庚寅 違方此屋、

廿二日辛卯 四十五日、

廿四日癸巳

大神宮伊勢幣・齋宮卜定之由、(上) 卿權中納言公保卿、弁權

右少弁為親、使王正親正顯行王、中臣權大祐俊宣、忌部朝

幸、卜部權大副兼康、
太政大臣下向安芸国、為參伊津久嶋社云々、抑大相国城外

例始也、

廿八日丁酉

祈年穀奉幣、上卿左大臣、行事右少弁重方、伊世使王、中

臣大副師親朝臣、忌部友平、卜部史致頼云々、壬生致貞、

貴布祢能広、
夢想見彼社了、左兵衛侍也、孫之由也、

○裏書

(十三日条裏)

太政大臣平朝臣申慶賀、扈從公卿六人云々、(清盛) 春宮權大夫邦綱、三位中将兼雅(親)、
參議成頼・家通・実綱・時忠、

前断四十余人之内、殿上人廿余人云々、去十一日賜兵仗了、

左右近衛官人以下、以十人 隨身、

左官人秦頼文、番長中臣近武(自院隨)、

右官人秦兼成、番下野友武、

近衛兼方子、

三月小建甲辰

三日辛丑

五日癸卯

六日甲辰

十一日己酉

十三日辛亥

十四日壬子

十五日癸亥

權中納言成親卿薨、昨日出家(兼惠)、卿依病出家云々、
薨去、
御共參熊乃之間、自去一日病惱遂

薨去、
民部卿頭時入道薨云々、
月蝕、

十六日甲寅 姫御前退出、

十七日乙卯

廿日戊午

權中納言成親卿薨、(野) 於熊乃去一日病付候、院御共也、
遂薨去云々、面縛謀反人、昇納言、希代歟、
着□、

石清水臨時祭也、

右兵衛督平時忠為使、共人及百人、
可云奇異、兼頼・兼国為禰、

廿二日庚申 冊五日

廿三日辛酉 千僧御誦經、法勝寺有御幸、女御殿御車遣迎御所、打出紅

薄樣也、主殿所調進也、鑲金・銀玉連也、供奉公卿、殿下、

左内兩府・大中參議、凡廿一人、殿上人廿四人、

院中有卅日穢、御幸之後、乞食法師於院中死去了、還御後

見付云々、公卿三人穢了、別当・治部卿・右兵衛督等也、

廿六日甲子 今曉有夢想、從前伯手以伊親為使者、如綾御衣二領、裝束

一具見被送也、

廿九日丁卯 今日大祐明友申上云、使官人代重之、松尾一位谷社下、是

官人死去、仍祭延引者、

○裏書

(廿六日条裏)

松尾

四月大建乙

一日戊辰 日蝕未時一刻、

□□聞稻荷命婦社内飢人死去云々、仍祭延引云々、当社

祭延引之条如何、但聞実形重可記、

五日壬申 地蔵講如例、如僧房清遠沙汰也、

松尾祭延引、依樅谷社旅所有死穢、此穢及本社大政所也、

去二日被下宣旨了、

六日癸酉 太政大臣婦京、

七日甲戌 奧殿官解、依上卿内大臣仰欲上之処、兼康称故障之由不進

着、兼友依被超越、為件之遺恨以前不進着、致頼・致貞依長者不進又不進着、此事有故歟、

午後大雨下、終夜不止、

八日乙亥 不上雨、已以後晴了、自昨日雨下、已時霽了、

冊五日、宿此屋、自今日方違冊五日也、

十日丁丑 謁申内大臣、付申奧殿祓官解了、

宰相入道俊兼死、

十一日戊寅 已時聞可樅谷社御輿造替之由、

弥勒講如例、

十二日己卯 有陰氣、雨也、下已時晴了、今曉太政大臣被參高野、

十三日庚辰 天台座主始登山、本山諸司中綱房官十人為先駈各鑲金銀、

僧綱六人、已講四人連車扈從、是又各前駈童子等繡綾、

松尾事今日付官解了、藏人右衛門權佐、

十五日壬午 依穢氣賀茂祭被仰下可延引用下酉日之由了、仍齋院御禊延

引、

十六日癸未 告祭延引之由日吉社、使乱也、

十八日乙酉 太政大臣自高野還向、大式入浴云々、

廿三日庚寅 松尾社祓宣旨、今日下知遣使了、俊宣・兼致、

廿四日辛卯 香殿院參、今日伊与參神祭物云々、宿直人同參云々、

廿六日癸巳 可着神祇官、史生・官掌兩三人同在參、四品之後、今日着

神祇官束帶、官人氏人兩三輩在座、五位官人勸盃、六位官

人後送酒看許也、奉幣之後還着、有此事、

廿七日甲午 齋院御禊也、行事右中弁長方、兼左衛門權佐也、渡車、次

左右京職、次左衛門權佐、依為行事并所渡前陣歟、自余

三佐皆用代也、右兵助代左馬守重頼、左兵衛佐代对馬守

俊成、右衛門佐代、院御隨身府生兼國為隴、

廿九日丙申 松尾祭也、式日延引、

卅日丁酉 院御見物賀茂祭也、已時以後雨下、使右少将光能・中宮使

権亮国雅・春宮亮教盛也、蔵馬助等、

大雨終日不止、今日姫御前白地退出、家神祭也、公連所勤也、

○裏書

(五日条裏)

穢子細者、老翁一人於櫛谷旅所死去了、件神寶等保住人・村長者運渡大政所旅所了、其後触本社了、問法家了、定卅日穢限因茲奏 公家、可祭延引之由下知了、而本社重付本官可祓清保々并大行事五位之由所申也、此条無其謂、先可触本官也、了次第可歷沙汰之処、遮社家致次第沙汰、尤奇怪事歟、近來法自他皆以如此、不便、件事去二日、可行下申日之由被下官旨、上卿新中納言忠親卿也、大外記頼業奉、今日本社可祓清、執行滿延并保々沙汰人等造替御輿可行御祭之由付社解、即祓清事可然、於神輿造替者可勘申先例之由、下知本社了、其詞云、

(廿七日条裏)

廿七日

今夕土左大納言殿師依平家奉迎被渡白川若狹守平経盛朝臣家了、有故事歟、世所疑也、

(卅日条裏)

近衛使右少将兼下野守藤光能 頼文(院)、兼仲(右大将)、近文(右大将)、公景(院)、春宮使亮内蔵頭平教盛 兼頼(院)、兼国(院)、厚経(左大将)、兼成(太政大臣)、季近、兼清、厚景、武守(已上殿下)、
中宮使 権亮源国雅

山城
内蔵
馬 助 安芸 能盛子

五月小建 丙午

五日壬寅 講演如例、

六日癸卯 可飼蛭日也、

稻荷祭也、式日延引、

十一日戊申 講演如例、

十七日甲寅 太政大臣辞状云々、大臣兵仗共勅許了、

香殿退出、依為祥忌日、今夜被宿此隣、

前僧正惠信流罪事有沙汰、去比入獄、於山階寺燒失僧房等之故也、

十九日丙辰 遷幸土御門殿、五条内裏依居驚也、

次有除目、丹波・相模相博、右衛門佐平忠度・中務大輔藤

経家相博、

廿日丁巳 日来降雨、仍今日・明日可有止雨奉幣、被仰下了、上一請

奏了、史生正時、使等参仕之後也、明茂・茂重也、

延引了、

廿一日戊午

廿二日己未 最勝講始、

廿三日庚申 卅五日宿此屋、

廿八日乙丑 初齋宮怪異、蚯蚓也、卯時蚯蚓千万出来、丸一所死了、広

三尺長一丈、戌時大蛇出来、出見了、

入道筑後前司平家貞死了八十、平家第一郎等武士之長

也、念仏数遍之後、称参詣之旨、閉眼云々、

六月小建 未丁

五日辛未

軒廊御卜、前廿七月初宮怪異事也、神事違例不信、公家并齋王御慎、及天下御舌病事云々、又御所可有動搖事、

例講如常、

六日壬申 經師上紙十四枚■為打也、

十日丙子 御卜奏、

有陰氣、

十一日丁丑 遠忌等例講如常、(公題)法印被渡、

月次祭如例、上卿別當、(藤原隆季)行事右少弁重方、諸社司今度着後

座、官人不參、兼友一人云々、

十二日戊寅 有夢告、

十三日己卯 有夢告、懷宣着衣冠來也、其詞云、松尾神主无之、如仰成

了云々、可相待事歟、

十四日庚辰 雨灑、祇園御靈会如常、

十六日壬午 院法住寺殿不動堂供養、法印為御導師參向之間、殊以被□、

前駈六人、被乘檳榔、

十九日乙酉 廿二社奉幣、依去五日御卜也、上卿源大納言、(雅通)行事右少弁

重方、伊世使王懷言、中臣為定、忌部茂重、卜部兼衡、

廿八日甲午 初齋宮禊東河、入御大膳職、勅使參議右大弁藤実綱朝臣

云々、

○裏書

(三日条裏)

今日兼貞男二人(兼尚、兼茂二人)、補長上了、

(廿八日条裏)

宮中事散々云々、亥時出御、忌部男背式条、奪取神殿御裝束了云々、是
違例也、勅別當後見筑先介景親着束帶昇殿、立橋隱間大床行事云々、未
聞先例事哉、凡當宮之例、中臣之外無昇殿者、未把御賢木以前景親昇殿
奇怪歟凶恠歟、勅別當宮内少輔平義範・同親宗也、而御出以前令撤神殿
事、忌部濫行事、景親昇殿事、可云失礼也、初齋宮事有若亡云々、御禊

雜事半減云々、是則白拍子之外、無他沙汰之故歟、將諸国付一方不存濟
例之故歟、彼是難計以外、

七月大建中戊

二日丁酉 奉為故撰政殿法性寺御堂今日供養、(藤原基光)

八日癸卯 盛貞參、

九日甲辰 西刻軒廊無風氣顛倒、

十日乙巳 宿此屋、卅五日、

十七日壬子 祈雨二社奉幣、

廿日乙卯 軒廊御卜、去九日軒廊顛倒事也、御卜趣凶不輕、公家御慎

云々、

廿一日丙辰 雨灑巳時、不及地潤、不足一刻、只一村也、去月廿七日以

後雨不降也、

廿二日丁巳 曉雨下、昼時々灑々、凡此兩三日有陰氣、

廿四日己未 黄昏之比、奇雲立天自卯向戌(号步障雲)、凡近日天變類云々、

天文所執奏歟、

廿五日庚申 越中守藤原隆保死年十四、瘡病云々、左京大夫定隆朝臣一男、

廿六日辛酉 左少將源通家死年卅五、參議資賢卿一男、霍乱云々、昨日

遊野外、今日失露命、臨終正念云々、着沐浴淨衣向西方、

謝嚴孝於前立遣恨閉目云々、

廿九日甲子 被立軒廊云々、此間中宮御惱者、其日退出禁裏、其翌日母

(伊勢到津)儀推參弘徽殿云々、女車三兩、世称弘徽殿乱入云々、殿下

即令出御了云々、

弘徽殿乱入事、今日聞之、

閏七月小

四日己巳

祈年穀奉幣、伊勢使王兼隆、中臣俊宣、忌部安忠、卜部致貞云々、兼資不祓使、上卿源権大納言雅通、行事左少弁為親、香殿院參、酉刻雨下、抑雖旱魃京外雨下云々、昨日北山辺大雨、去月中四回雨下云々、

五日庚午

地藏講如例、天氣不晴、時々雨下、

七日壬申

雨下、

十四日己卯

院御二公事、午後見付也、
世物念儀〔飛鳥井力〕院御事也、酉刻參院、謁明日甲斐局、
香殿退出儀云々、局也、

十七日壬午

院御二公平散云々、世所賀歎、

廿五日庚寅

今晚有夢告自 賀茂給物、御使惟輔と覚候、肥前為□預尋裘、其詞云侍等何不請取哉、僕出々居恩与祿、
卅五日、及暁更出門外、

八月大建己酉

一日乙未

除目、
帯借右少弁〔藤原重方〕、後朝被返了、

二日丙申

鞆借宗国、
若僧俗何可吉、占云、俗吉中之吉也、敢テ居本望神有念憐、僧不快、敢テ命不定と候、

三日丁酉

有夢想、渡賀茂乳母家、以餅饗我其餅白米器上大也、食巨多、当右方脇背賀茂姫と覚候、児副立、我云、此児自来着以後数刻立副也、父子之間争知之哉者、件児男子也、前居女房成妨と覚候、然間琵琶法師出来礼留時迄ハ、我不止之、居庭中可給座之由唱天、不止出去了、然間着衣冠氏人參入、昇堂上徘徊、其衣服生絹如地摺々たり、袍ニ着蘇芳春、染

袴也、件袍僕調進と覚へ縫脇にて參進候歎、闕脇如何と云、又礼盤も僕調進と覚、懸金物引也、件袴思可修理之也、即入来、着氏人也、不見知僕気色見、

五日己亥

地藏講如例、

六日庚子

申時忽晴、
院臥見殿御移徙、

十一日乙巳

中将殿遠忌如例、仏経供養、導師・請僧各以布施、導師六丈■一段、例布二段、請僧例布各一段、

十三日丁未

自山階殿還御七条殿、
〔藤原公教女〕撰政北方有男子平産事、八条高倉第、世所珍重歎、
〔藤原家房〕

十六日庚戌

月蝕皆鏝、抑自昨日深雨、當時出現、
平野縣社司等預榮之由被仰下了云々、其中從五位上下部明友權祓也、正祓親宗〔宣親力〕、祝兼遠等、權祝行□等、又榮爵云々、
〔宣親力〕 忌

廿五日己未

行平參洛、
廿八日壬戌 午時官解付右少弁、為伝藏人大進也、不請取奏状返了、
〔藤原光雅〕

卅日甲子

今夜兼保上洛、
大夫阿闍梨已非常之由、自法印之許有告、

九月大建庚戌

三日丁卯

友行參洛、
大相国又參安芸国杵築嶋社了、
〔マツ〕

五日己巳

宰相殿御忌□如例阿弥陀、法花經一部、導師土左公〔佐〕国絹一疋、布□段、
請僧二人各一段、
御■■■■了、

六日庚午

行平今日給返抄了、

七日辛未

友行御寺御米甘石進納了、先分雜米返候、即出納米次出来

四番兼清、公定、勝、五番兼任、師武、勝、六番武安、厚助、勝、七番厚頼、勝、八番兼宗、忠武、勝、九番厚平、厚国、勝、十番武春、厚茂、勝、

三番以後各不混馳渡了云々、御車以金銀秀唐比志文、御車副花太鎌黄鳥尾、

十一月小建壬子

二日丙寅 違冊五日、

乍車有門外、去自十五日方違、当冊五日也、

四日戊辰

先妃御忌日、有仏経供養、

五日己巳

地藏講如例、

十日甲戌

前撰政北政所移徙白川新造宅祖故刑部卿忠盛朝臣跡也、公卿五人、

殿上人五人、兼在彼宅、扈從公卿邦綱卿・時忠朝臣云々、用（庶力）批車、

十一日乙亥

弥勒講如例、

一代一度大（神宝力）□□使也、上卿源大納言定房卿、行事頭弁信範

朝臣也、伊世使（勢）王資遠、中臣親頼、忌部致貞、卜部伊岐宗

信初度、宇佐使□□佐平信基、主典伊岐季定、神部正

元・一、今日被下 宣旨云、正親正顕行解氏務、可付長者云々、此事不穩便、更以所不存也、王等參陣所訴申歎、近是外記使部助正骨張也、

十三日丁丑

五節参内、左大臣、治部卿、若狭、出雲、

十五日己卯

成勝寺南大門焼亡、失火云々、病人右件門指火之間失也、

十六日庚辰

同、

廿六日庚寅

有陰氣、時々雨下、及曉鐘雲氣晴了、

廿七日辛卯

天晴、撰政始詣春日社、公卿十六輩為扈從、以中納言隆季

卿以下也、以近衛府為舞人、右少弁重方輕服日數之内、少納言信康為御前、大外記・大夫史・史生・官掌各以前駈、近衛一員同為隨身、被乘唐車、院方日吉御幸御車也、被渡 院御棧敷殿七条殿、

○裏書

〔十二日条裏〕

源少將通能朝臣、賀茂中宮亮国雅朝臣、松尾少將泰通朝臣、稻荷

十二月大建癸丑

七日庚子

五社奉幣、上卿中納言実房、伊勢使王兼綱、中臣親頼、忌部茂重、卜部親宗、依立幣物也、公家御祈豈以可然哉、誠可云陵遲、

实施了、

十日癸卯

撰政移徙新造閑院第、有黄牛・水女童女、此院地高松院御領也、而相博室藤原盤常領八町許、有此造作、去中秋比始

土木、季冬今成風功了、撰録威勢以炳焉哉、

十三日丙午

伊与（子）参着、

十六日己酉

八十嶋使發遣、典侍■邦綱卿女、成頼卿室也、賜殿下御車、前駈成頼卿室并平宰相妾、廿人也、親并夫婦乘網代車為扈從、院御見物云々、

下名、呈上、

十九日壬子

冊五日并王相方於二条万里小路南西角小屋違方、七条殿御前依渡此家御不向遠所之故也、件屋右京亮相時所構借也、

○曆跋

（長寛元年巻）

応保二年十一月一日高書頭從五位上行兼權曆博士美作權介賀茂朝臣周平

從四位下行縫殿頭兼陰陽權助曆博士丹後權介賀茂朝臣宣憲

正四位下行主計頭兼陰陽頭丹後介賀茂朝臣在憲

(永万元年卷)

長寛二年十一月一日從五位上行陰陽博士賀茂朝臣濟憲

正五位下行高書頭兼權曆博士美作權介賀茂朝臣周平

從四位下行縫殿頭兼陰陽權助曆博士因幡介賀茂朝臣宣憲

正四位下行主計頭兼陰陽頭備中介賀茂朝臣在憲

(仁安二年卷)

仁安元年十一月一日正五位下行陰陽博士但馬權介賀茂朝臣濟憲

從四位下行高書頭兼權曆博士土左介賀茂朝臣周平

從四位上行縫殿頭兼陰陽權助曆博士因幡介賀茂朝臣宣憲

正四位下行主計頭兼陰陽頭備中權介賀茂朝臣在憲